

# 告示

## 埼玉県選管告示第九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人 蒼龍会 武蔵嵐山病院	埼玉県比企郡嵐山町 大字太郎丸百三十五番地
病院	医療法人社団 あずま会 介護老人保健施設 葵の園・春日部	埼玉県春日部市 金崎七十一番一号
老人ホーム	羽生市立 養護老人ホーム清和園	埼玉県羽生市 大字上岩瀬三百七十九番地